

新型コロナウイルス対応緊急資金等 融資概要

融 資 名	新型コロナウイルス対応緊急資金		災害対策緊急資金	あんしん借換資金
対象保証制度	普通保証	セーフティネット保証5号	セーフティネット保証4号	危機関連枠
対象となる 中小企業者等	①直近1ヶ月間の売上高等が前年同期に比べ10%以上減少している方 または ②直近1ヶ月間の原材料費等が前年同期に比べ10%以上高騰しており、かつ、経営状況が悪化している方	<業種指定> 市町村長の認定を受けた特定中小企業者（※1）	<府内全市町村指定> 市町村長の認定を受けた特定中小企業者（※2）	<事象指定> 市町村長の認定を受けた特例中小企業者（※3）
融 資 利 率 (固定金利)	年1.2%	同左	年0.9%	新規：年1.1% 借換：年1.7%
融 資 期 間	10年間（据置2年以内）	同左	10年間（据置2年以内）	10年間（据置2年以内）
資 金 使 途	運転資金及び設備資金	同左	運転資金及び設備資金	運転資金及び設備資金
融 資 限 度 額	有担保2億円 無担保8千万円	普通保証とは別枠で 有担保2億円 無担保8千万円		普通保証及びセーフティネット保証とは別枠で2億8千万円
信 用 保 証 料 率	0.45%～1.70%	0.75%（一律）	0.9%（一律）	0.8%（一律）
セーフティネット または危機関連の 適用期間	—	令和2年3月6日 ～令和2年3月31日 （※4月1日以降も指定業 種の見直しをしつつ継続）	令和2年2月18日 ～令和2年6月1日	令和2年2月1日 ～令和3年1月31日 （予定）
実 施 期 間	令和2年2月6日 ～令和2年9月30日 （※普通保証の設備資金は令和2年3月2日から対象）		令和2年2月18日 ～令和2年6月1日	令和2年2月1日 ～令和3年1月31日 （予定）

（※1）セーフティネット保証5号に係る対象要件

次の①、②の要件のいずれかを満たす方

①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者。ただし、時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可

②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

（※2）セーフティネット保証4号に係る対象要件

次の①、②の要件を全て満たす方

①適用地域内（京都府内の全市町村）において、1年以上継続して事業を行っていること。

②災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

（※3）危機関連保証に係る対象要件

原則として、最近1か月の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる。